

11月末までのイベント開催制限等について

これまで、イベント開催制限等については、段階的に緩和され、現在は屋内、屋外ともに5,000人以下、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数とされていたところですが、9月19日より以下の内容で見直しが行われます。

感染防止対策と経済社会活動を両立し、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していくため、みなさまのご協力をお願いいたします。

1. 9月19日からのイベント開催制限

当面11月末まで、業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、人数上限については、収容人数5千人を超え、収容人数の50%以内に緩和されたところであり、収容人数1万人以下の場合は、5千人が上限となります。

※例) 収容人数3万人の野球場 人数上限1万5千人

収容人数8千人のホール 人数上限5千人

また、収容率は50%以内が基本となりますが、大声での歓声・声援等がないクラシック音楽コンサート、演劇等の収容率については、収容人数の100%以内とされました。人数上限と収容率については、どちらか小さい方が限度となります。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P8, 9参照

2. イベント開催制限の緩和に伴う感染防止対策

制限の緩和を行うにあたり、以下の感染防止対策の徹底が必要となります。

- (1) 消毒の徹底
- (2) マスクの着用
- (3) 参加者及び出演者の制限（有症状者の出演・入場防止）
- (4) 参加者の把握（感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等）
- (5) 大声の抑止
- (6) 密集の回避（入退場や休憩時間における三密の回避）
- (7) 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
- (8) イベント前後の行動管理（交通機関・飲食店等の分散利用）

※イベントの主催者等のみなさまにつきましては、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの適切な改定、あるいは改定されたガイドラインを確認し遵守してください。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P10, 11 参照

3. イベント開催等に対する本市の支援策

(1) 新しい生活様式に対応した文化イベント等の開催を支援します。

コロナ禍にあっても、市民が健康で心豊かな生活を営むために、芸術・文化やスポーツを「行う」・「観る」・「支える」機会を確保することが重要であることから、市ではイベントの事業経費の一部である会場使用料を減免することにより、イベント開催が本格的に軌道に乗るまでの間の支援を行います。

●福島市ホームページ - 文化・スポーツイベント開催支援制度

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/soumu-gyousei-keiei/shise/gyouseikaikaku/shiteikanrishienn.html>

(2) 新しい生活様式に対応した会議費用の一部を補助

市では、新型コロナウイルス感染症の防止と市内の社会経済活動の回復のため、市内の民間施設において、「新しい生活様式」に対応した感染防止策を講じた上での会議を開催する団体等に対し、会場費用の一部を補助します。

●福島市ホームページ - 新しい生活様式に対応した会議開催補助金

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankou-suishin/kanko/kankojoho/r2kaijouhihojo1.html>